

東郷池マップ



[橋津川と海面との境界線]
 次に掲げるアとイを直線で結んだ線
 ア 北緯 35 度 30 分 23.0 秒 東経 133 度 52 分 32.8 秒の点 (橋津川河口右岸護岸堤の北西端)
 イ 北緯 35 度 30 分 23.9 秒 東経 133 度 52 分 30.8 秒の点 (橋津川河口左岸護岸堤の北東端)

ご注意ください!
 漁協の組合員以外の方が
 しじみを採捕することは
 禁止されています。

～遊漁を楽しまれる方へのお願い～
 ルールを守り、
 マナーを忘れず、
 誰もが気持ちの良い、
 綺麗な池にしましょう!
 遊漁者様へお願い

規則を守りましょう
 本マップに記載の鳥取県漁業調整規則の規定
 に違反したものは、「6月以下の懲役若しくは
 10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
 する。」とされています。ご注意ください。

禁止区域等 (調整規則第39条第2項)

	東郷池及びそれに接続する河川	禁止期間
禁1	東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの水域	1月1日から3月31日まで 及び5月15日から7月15日まで
禁2	東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から同町大字長和田における羽衣石川河口の水域	
禁3	東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から同町大字藤津における舎人川河口の水域	5月15日から7月15日まで
禁4	東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から同町大字門田における埴見川河口の水域	
禁5	東伯郡湯梨浜町大字長江における長江港川河口から同町大字長江における県道東郷湖線と長江港川との交差する部分における長江港川下流端の水域	
禁6	東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の水域	
禁7	東伯郡湯梨浜町大字南谷におけるかまがつば排水路から同排水路路端の水域	
禁8	〈東郷池尻〉 河口から第2橋の海岸橋から橋津川河口までの水域	1月1日から12月31日まで



基金が作成したマップは
 Web上にも掲載しています。

鳥取県漁業調整規則・東郷湖漁業協同組合の遊漁規則の一部抜粋

※内水面全体に関する事項一部除く

全長等の制限 〈調整規則第36条、第40条〉

水産動物	採捕してはならない大きさ
こい	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下

※ 内水面において、あまご(さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。)、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ(さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。)又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

禁止期間等 〈調整規則第40条、*遊漁規則〉

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで	内水面
こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
ふな	5月15日から7月15日まで (*5月1日から10月31日まで)	湖山池及び東郷池
*わかさぎ	5月1日から9月30日まで	東郷池
*しらうお	5月1日から10月31日まで	東郷池
*うなぎ	1月1日から4月30日まで	東郷池
*えび	1月1日から4月30日まで	東郷池

その他禁止 〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

対象魚種	禁止内容等
ブラックバス類(オオクチバス・コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、ブラックバス等の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止。 [指示開始の日:平成24年11月1日]
コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。)	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、他の水面(コイの養殖場を除く。)から持ち出したコイの放流を禁止。 [指示期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで] ※以後継続の可能性あり

漁具漁法の制限及び禁止 〈調整規則第37条〉

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法
水中に電流を通じてする漁法
潜水器(簡易潜水器を含む。)
水中において照明を利用してする漁法
びんづけ漁法
瀬干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。)
ふなや(岸边その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。)
鵜(う)使い(鵜を利用して採捕する漁法をいう。)
鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。)
はねかわ(木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は綱その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。)
あゆなぐり(竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)
いたちがわ(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)
上り瀬 (水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類又は下り瀬 するものを設置して採捕する漁法をいう。)

〈遊漁規則〉

・東郷池及びそれに接続する河川において、さお釣、手釣、たも網、徒手採捕以外の方法で、★(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき)を採捕してはならない。また、同池及び河川において、以下の漁具・漁法の併用を禁止する。

禁止する漁具又は漁法	★の水産動物を採捕してはならない範囲等
引懸	さお釣による場合
船、いかだ等	さお釣、手釣、たも網、及び徒手採捕による場合

【規則等に関するお問合せ先】

東郷湖漁業協同組合
鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津 123-20
☎ 0858-35-2025

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課
鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
☎ 0857-26-7339
✉ gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp



ホームページはこちら